

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日  
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第125号	
事故等名	貨物船 TRIPLE STAR 引船うつみ衝突	
発生年月日時刻	平成20年10月10日09時15分ごろ	
発生場所	広島県福山市千年港	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月16日 広島・地方事故調査官が、海難報告書を精査し、 B船の船舶所有者に事故発生状況について電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	A 貨物船 <sup>トリプル</sup> STAR(パナマ共和国船籍) 30, 046トン 9317133(IMO 番号) CHIJIN SHIPPING SA	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B 引船 うつみ 196. 76トン 118821 ツネインホールディングス株式会社	
乗組員等に関する情報	A なし B 船長 四級海技士(航海)	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A タラップを損傷 B なし	
事故等の経過	平成20年10月10日09時15分ごろ、広島県福山市千年港において、A船の出渠作業に従事していたB船の船尾甲板上のえい航用フックと、A船から造船所の職員をB船に移乗させるためにA船右舷側に下げていたタラップとが衝突した。 当時天候は晴で、無風であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし B船が、A船の降下したタラップの位置を確認していなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、B船が、A船から降下したタラップの位置を確認していなかったため、B船とA船のタラップとが衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	